

議案第 5 号

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことから、規定を整備する必要がある。

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

あきる野市手数料条例（平成 1 2 年あきる野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「戸籍事項の証明」を「戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付」に改める。

別表 1 5 の項から 1 8 の項までを次のように改める。

1 5 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1 通につき 4 5 0 円
1 6 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。）	1 件につき 4 0 0 円
1 7 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1 通につき 7 5 0 円
1 8 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。）	1 件につき 7 0 0 円

別表 2 1 の項中「又は」を「の交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は届出等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表 2 2 の項中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の次に「又は届出等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表 2 3 の項中「閲覧」の次に「又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類 1 件」を「1 件」に

改める。

附 則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（令和6年3月1日）から施行する。